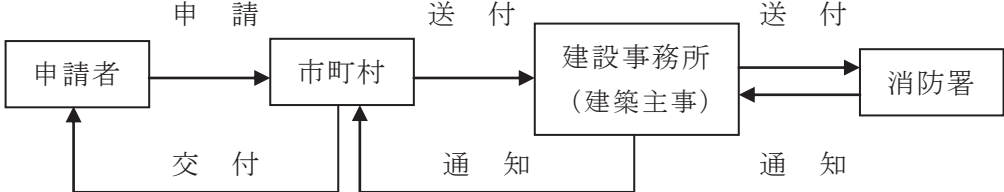
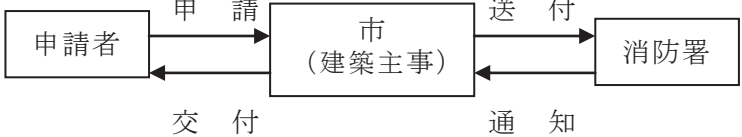



4 建築基準法

[建築物の建築、大規模な修繕等の確認](第6条)

<p>法の趣旨</p>	<p>建築物の敷地、構造、設備及び用途に関する最低の基準を定め、国民の生命、健康及び財産の保護を図り、もって公共の福祉の増進に資する。</p>
<p>確認の必要な行為</p>	<p>1 次の建築物を建築する場合又は大規模の修繕若しくは大規模の模様替をしようとする場合</p> <p>(1) 映画館、病院、学校等の特殊建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が100㎡を超えるもの</p> <p>(2) 木造の建築物で3以上の階数を有し、又は延べ面積が500㎡、高さが13m若しくは軒の高さが9mを超えるもの</p> <p>(3) 木造以外の建築物で2以上の階数を有し、又は延べ面積が200㎡を超えるもの</p> <p>((1) ~ (3) を以下「特殊建築物及び大規模な建築物」という)</p> <p>2 1に掲げる建築物以外の建築物を都市計画区域、準都市計画区域若しくは準景観地区内又は知事が指定した区域内において建築しようとする場合</p> <p>※ 1 及び 2 の場合で、防火地域及び準防火地域外において、床面積の合計が10㎡以内の増築、改築、移転を行う場合は除く。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; margin-top: 20px;"> <p>※ 建築とは？ 建築物を新築し、増築し、改築し、又は移転すること。</p> <p>※ 大規模の修繕、模様替とは？ 建築物の主要構造部（壁、柱、床、はり、屋根、階段）の一種以上について行う過半の修繕、模様替。</p> </div>
<p>確認が必要な区域</p>	<p>特殊建築物又は大規模な建築物 県下全域 それ以外の建築物 都市計画区域内若しくは準都市計画区域及び知事が指定した区域内（「参考資料10知事が指定した建築確認地域」参照） 準景観地区は、現在県内になし</p>

<p>確認権者</p>	<p>1 特定行政庁 (1) 福島市・郡山市・いわき市：各市の建築主事 (2) 会津若松市・須賀川市：特殊建築物又は大規模な建築物は建設事務所の建築主事、それ以外の建築物は二市の建築主事 (3) 上記以外の市町村：建設事務所の建築主事 2 指定確認検査機関 (1) 県内全域 一般財団法人ふくしま建築住宅センター 等</p>
<p>確認（容認）の基準</p>	<p>建築物の計画が敷地、構造及び建築設備に関する法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定（確認・対象法令）に適合していること。</p>
<p>担当機関</p>	<p>特定行政庁 福島県、福島市、郡山市、いわき市、会津若松市、須賀川市 本 庁 土木部 建築指導課 出 先 建設事務所 建築住宅部 建築住宅課 市 町 村 建築基準法担当課 指定確認検査機関 一般財団法人ふくしま建築住宅センター等</p>
<p>手続フローチャート</p>	
<p>(1) 下記以外</p> <p style="text-align: right;">※旅館業法、医療法、公衆浴場法等にかか る建物は保健所への合議を要する</p>  <pre> graph LR A[申請者] -- 申請 --> B[市町村] B -- 送付 --> C[建設事務所 (建築主事)] C <--> D[消防署] C -- 通知 --> B B -- 交付 --> A </pre> <p>(2) 福島市、郡山市、いわき市、会津若松市、須賀川市に申請する場合</p> <p style="text-align: right;">※旅館業法、医療法、公衆浴場法等にかか る建物は保健所への合議を要する</p>  <pre> graph LR A[申請者] -- 申請 --> B[市 (建築主事)] B <--> C[消防署] B -- 通知 --> A C -- 交付 --> B </pre> <p>(3) 指定確認検査機関に申請する場合</p>  <pre> graph LR A[申請者] -- 申請 --> B[指定機関 (建築主事)] B <--> C[消防署] B -- 通知 --> A C -- 交付 --> B </pre>	
<p>備考</p>	<p>1 都市計画区域の用途地域内における建築物の制限は「参考資料 6 都市計画区域の用途地域と建築物の関係」参照。 2 用途地域内において原則的に禁止される用途にかかる建築物等は確認申請前に特定行政庁の許可を要する。</p>